

職長・安全衛生責任者教育

(建設業)

開催ご案内

主催 建設業労働災害防止協会 静岡県支部浜松分会
〒432-8022 浜松市中央区山手町15番19号
TEL 053-454-8288 FAX 053-454-3075

建設工事現場において、その現場全体を統括管理する体制を円滑に進めるために、安全衛生責任者が職長を兼務する場合が多い。

平成12年3月「安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」厚生労働省から通達されたことに伴い、現在、職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者等を対象に、職長教育及び安全衛生責任者を統合した「職長・安全衛生責任者教育」として実施しております。

平成18年1月に労働安全衛生規則が改正され、職長教育に「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」が追加されました。

これにより、平成18年4月から、新たなカリキュラムに基づき、教育を実施することになりました。

つきましては、当分会におきまして建設業を中心とする標記の教育を、下記の通り開催致しますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

なお、この機会に関係事業場（協力会社）の現場監督者にも参加されるよう、ご勧奨方をお願いします。

記

1. 開催日時 第1回目 令和8年6月10日（水）・11日（木）

第2回目 令和8年8月26日（水）・27日（木）

※ 講習会は、午前8時55分より開催いたしますので、午前8時45分までに集合して下さい。

2. 講習場所 浜松建設会館 2階大会議室 浜松市中央区山手町15-19

3. 受講対象者 20歳以上で概ね3年以上の実務経験を有する者

- 例
- ① 作業中の部下労働者を直接指導又は監督する立場にある者、または今後その職務に就く予定の者。
 - ② 労働安全衛生法第16条第1項（関係請負人）の安全衛生責任者の立場にある者、または今後その職務に就く予定の者。

4. 教育科目
時間

- | | |
|--|------|
| (1) 職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって
職長・安全衛生責任者の役割 | 80分 |
| (2) 作業員に対する指導及び教育の方法 | 60分 |
| (3) 危険性又は有害性等の調査と低減措置等 | 360分 |
| (4) 職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル | 180分 |
| (5) 関心の保持と創意工夫を引き出す方法 | 70分 |
| (6) 異常時、災害発生時における措置 | 90分 |

計 840分
(14時間)

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

(※ 浜松分会

号)

建設業労働災害防止協会
静岡県支部浜松分会長 殿

〒 ー ー
事業場所在地
事業場名
電話番号 ー ー 問合せ担当者氏名

ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日 性別 男・女
現住所	〒		
※修了証番号		※交付年月日	

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。
2 本人を証明する書類を添付してください。
3 外国人労働者の方は、在留カードに記載されている氏名を記入してください。
4 ご記入いただいた個人情報につきましては、本講習の事業以外では一切使用いたしません。
5 修了証に旧姓又は通称の記載をご希望の場合、氏名欄の氏名の後ろに()付でご記入ください。

令和 年 月 日

受講者氏名 (本人自署)	
-----------------	--

----- 切り離さないこと -----

職長・安全衛生責任者教育受講票

(※ 浜松分会

号)

氏名			
事業場名	電話 ー ー		
所在地			
指定受講日	令和 年 月 日 8時55分からです		
	～ 令和 年 月 日		

- (注) 1 受講票は当日会場受付に提出してください。
2 開始10分前までに、受けをすませてください。遅刻は認めないためご注意ください。